

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち・ふなばし」

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

船橋市

## 3 地域再生計画の区域

船橋市の全域

## 4 地域再生計画の目標

船橋市は、千葉県北西部に位置し、首都東京と県都千葉市のほぼ中間に位置し、都心や成田空港に近いばかりでなく、京葉港や豊かな交通網を併せもつなど、非常に恵まれた立地条件を備えたまちである。昭和40年以降、大規模団地開発等により人口は急激に増加し、現在では人口61万人を超え、全国でも政令市に次ぐ21番目の人口規模を持つ中核市として発展してきた。

一方、都市化の進展、生活様式の多様化、地球温暖化が進行する中、本市においてもこれらに起因する様々な環境問題が顕在化してきた。このことから、「未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち」を本市のめざすまちの姿のひとつとして位置づけ、将来の世代が良好な環境のもとで暮らすことのできるまちづくりを目指し、環境学習・環境教育を展開することによる市全体での高い環境意識の共有と向上、多自然川づくりの推進による自然とふれあう場づくり、公共下水道の整備の促進やし尿処理体制の充実、処理場の高度処理化の実施による東京湾の富栄養化対策などを進めている。特に汚水処理施設整備は、喫緊の課題として近年積極的に整備を進めているが、本市の平成24年度末の汚水処理人口普及率は、89.1%と全国平均並みであるものの、同等の人口規模の都市に比べ未だ低い状況である。

このようなことから、汚水処理施設整備を一層推進し、汚水処理人口を増加させることにより、本計画の公共下水道地区の流域河川である「準用河川・二和川、中沢川」を始めとする市内の河川や東京湾などの公共用水域の水質保全を図り魅力ある水辺空間の創造に寄与する。また、自然環境や生活環境の改善が図られることにより、地域に愛着を持ち、地域の活力が高まることで、都市としての魅力が向上し、市民に住みよいまち・住み続けたいまちと感じてもらえることのできる「未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち」を目指す。

### (目標の指標)

- |       |                       |  |
|-------|-----------------------|--|
| (目標1) | 汚水処理人口の増加             | 12,728人  |
| (目標2) | 流域河川の水質改善             | BOD 平均値 10mg/L 以下<br>(平成23年度平均値 二和川 17.1mg/L、中沢川 12.5mg/L) |
| (目標3) | 市民アンケートによる環境整備の満足度の向上 | 51.0%に向上<br>(平成24年度調査結果 23.0%)                             |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の汚水処理状況は、近年公共下水道整備を大幅に進めたことにより汚水処理人口普及率は89.1%まで上昇したが、江戸川左岸処理区の船橋第2処理分区及び船橋第3処理分区においては平成25年5月に事業計画区域となったばかりであり、未だ公共下水道が整備されていない。この地域は古くから戸建て住宅や集合住宅が密集しており、単独浄化槽や集中浄化槽の老朽化が顕在化している。このため地元住民は周辺環境の悪化を懸念しており、公共下水道の早期整備を強く望んでいる。

このことから、船橋第2処理分区及び船橋第3処理分区における公共下水道の整備促進を図り、併せて公共下水道事業計画区域外の浄化槽設置の推進を一体的に行うことにより、水質汚濁や悪臭などが解消され市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るとともに、地域再生計画の目標を達成するために関連する本計画事業区域以外の公共下水道のさらなる整備促進や、環境学習等による環境意識の共有や多自然川づくりなどの環境整備を行うことで、未来へつなぐ恵み豊かな環境のまちづくりに寄与する。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし。

### 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

公共下水道・・・平成25年5月17日に事業計画変更

#### [事業主体]

船橋市

#### [施設の種類]

- ・公共下水道
- ・浄化槽（個人設置型）

#### [事業区域]

- ・公共下水道 江戸川左岸処理区船橋第2処理分区、船橋第3処理分区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道事業認可区域外

#### [事業期間]

- ・公共下水道 平成26年度～平成32年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成26年度～平成30年度

#### [整備量]

- ・公共下水道  $\phi 200\text{mm} \sim \phi 400\text{mm}$  L=32,000m

- (うち単独事業  $\phi 200\text{mm} \sim \phi 400\text{mm}$   $L = 6,000\text{m}$ )
- ・浄化槽（個人設置型） 48基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道
 

船橋第2処理分区	6,650人
船橋第3処理分区	5,790人
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道事業認可区域外の地区で288人

[事業費]

- ・公共下水道
 

事業費	5,172,100千円（うち、交付金2,586,050千円）
単独事業費	1,292,900千円
- ・浄化槽（個人設置型）
 

事業費	17,784千円（うち、交付金 5,928千円）
単独事業費	0千円
- ・合計
 

事業費	5,189,884千円（うち、交付金2,591,978千円）
単独事業費	1,292,900千円

#### 5-4 その他の事業

- ・東京湾富栄養化対策  
西浦、高瀬処理場の高度処理化による窒素・リンの除去の推進
- ・水循環系再生行動計画  
「海老川流域」「真間川流域」「印旛沼流域」の3流域で、市民、企業、市による水循環再生の取り組み
- ・ふなばし三番瀬クリーンアップ  
市民、企業、環境団体及び市の参加による、三番瀬の清掃活動や自然観察などのイベントを開催し、三番瀬の保全を図る活動

#### 6 計画期間

平成26年度～平成32年度

#### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。